教育訓練給付金の
受給・申請ガイド

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

教育訓練給付金制度とは、スキルアップを支援する国の制度

教育訓練給付金は、働く方々のキャリア形成とスキルアップを支援し、雇用の安定や再就職の促進を目的とする国の制度です。
一定の条件を満たした雇用保険の被保険者または離職後原則1年以内で、過去に教育訓練給付金を支給されたことない方が指定講座を修了した場合、受講費用の一部が支給されます。

教育訓練給付金の種類と支給額

教育訓練給付金は、訓練の種類に応じて以下の3つに区分されます。

給付金の種類	対象となる訓練	支給率	上限額	事前手続き
一般教育訓練給付金	大学・大学院の学位取得、資格取得（介護福祉士、社労士、TOEIC、簿記、宅建など）	受講費用の20%	10万円	不要
特定一般教育訓練給付金	情報通信関係資格（ITSSレベル2以上）、業務独占資格（介護専門指導員実務研修、大型免許など）、短時間キャリア形 成促進プログラムなど	受講費用の40% （条件により最大50%）	20万円 （条件により最大25万円）	必要
専門実践教育訓練給付金	専門学校・大学院・大学の課程、デジタル関係講座、業務独占資格（看護師、保育士など）	受講費用の50% （条件により最大80%）	年間40万円 （条件により最大192万円）	必要

※支給額が4,000円未満は不支給。専門実践・特定一般教育訓練は資格取得・就職で追加支給あり。

© MoneyForward, Inc.

教育訓練給付金を受給するための主な条件

- **雇用保険の加入期間**（一般・特定一般は原則3年以上、初回受給の場合は1年以上、専門実践は原則3年以上、初回受給の場合は2年以上。
  離職者は離職日の翌日から1年以内）
- **過去3年以内の受給歴なし**
- 教育訓練を修了していること（途中で辞めた場合は対象外）

教育訓練給付金の申請の流れ

1 対象講座の確認	事前にハローワークや教育訓練実施機関で確認します。
2 事前の手続き（特定一般・専門実践）	特定一般教育訓練給付金および専門実践教育訓練給付金を申請する場合は、受講開始日の２週間前までにハローワークで受給資格確認の手続き・キャリアコンサルティングを受けることが必要です。
3 受講・修了	申し込んだ講座を受講し、修了します。
4 支給申請	訓練修了後（専門実践教育訓練の場合は受講開始日から6か月ごとの期間の末日又は修了日）1か月以内に必要書類（受給資格者証、支給申請書、受講証明書、領収書など）を揃えてハローワークに申請します。

教育訓練給付金の申請の注意点

教育訓練給付金は雇用保険が財源のため、公務員・自営業は原則対象外です。また、離職者は原則、離職日の翌日から1年以内の受講開始が必須です。失業保険との併用は可能です。年齢制限はありませんが、専門実践訓練の教育訓練支援給付金（基本手当との併給が原則不可）には45歳未満の要件があります。

© MoneyForward, Inc.